

盛岡広域振興局長告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、一本木土地改良区（滝沢市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年1月12日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

1 就任

(1) 理事

松村正行 滝沢市長太郎林225番地1  
角掛芳一 〃 留が森3番地44  
角掛千晴 〃 後290番地2  
角掛清春 〃 留が森1番地2  
角掛利樹 〃 柳原142番地3

(2) 監事

角掛忠春 滝沢市大森平286番地4  
山口裕希 〃 葉の木沢山397番地1

2 退任

(1) 理事

松村正行 滝沢市長太郎林225番地1  
角掛好文 〃 柳原12番地2  
角掛芳一 〃 留が森3番地44  
角掛千晴 〃 後290番地2

(2) 監事

角掛忠春 滝沢市大森平286番地4  
山口裕希 〃 葉の木沢山397番地1